

グループホームフレンズハウス古新町運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社フレンズホームが開設するグループホームフレンズハウス古新町（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者及び計画作成担当者（以下「介護従事者」という。）が、要介護状態もしくは要支援2状態にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者は、介護サービスに基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態もしくは要支援状態となった場合でも、利用者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 グループホームフレンズハウス古新町
- ② 所在地 名古屋市熱田区古新町二丁目7番地

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤、計画作成担当者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理業務を行う。
- ② 計画作成担当者 2名（常勤1名（管理者兼務1名）非常勤1名）
利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえて、介護計画を作成する。
- ③ 介護従事者 15名（常勤職員11名（ホーム長兼務1名）、非常勤4名）
従業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行う。

(入所定員)

第5条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の定員は次のとおりとする。

18名（1ユニット目9名 2ユニット目9名）

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、利用料等)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとし、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共

同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合症に記載された割合を徴収する。

- ① 入浴（毎日）、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
 - ② 日常生活動作の機能訓練（週2回）
 - ③ 療養上の世話
 - ④ 健康チェック
- 2 室料は、日額1,600円を徴収する。
 - 3 光熱水費は、日額1,450円を徴収する。
 - 4 食材料費は、日額1,250円を徴収する。
 - 5 理美容代は、実費を徴収する。
 - 6 おむつ代は、実費とする。
 - 7 医療機関（協力医療機関を除く）への受診、外出の付き添い、買い物等、利用者に対する日常生活支援は1時間につき、1,000円を徴収する。（但し、1回3,000円を上限とする）
 - 8 日常生活において通常必要となる費用で利用者は負担すべき費用は、実費を徴収する。
 - 9 全各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（入所に当たっての留意事項）

第7条 介護従事者は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 共同生活の規則はグループホームの規則を守り、他に迷惑にならないようにする。
- ② 共同の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

第8条 介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行なっているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は予め定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第9条 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防火計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

第10条 事業所は、介護従事者等の資格向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため。従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社フレンズホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成28年 4月 28日から施行する。